

のは、愛を現実化したイエス・キリストに倣うということの実践であったと見ることができよう。

新しい信心は、ドミニコ会士エックハルトやタウラー（一三〇〇頃—一三六一）らの思弁的神秘主義と、いつたドイツ神秘主義とは異なり実践的神秘主義を唱えた。ケンペンのトマスらは感情的敬虔主義に立脚し、観念よりも感情に訴えたことによつて教養のない一般大衆を惹きつけたとされるが、こういったことはヨーロッパと同様、当時の日本にも該当したのであろう。つまり、キリスト教徒において多くのキリスト者が輩出された背景にはイエス・キリストの人性に倣うことによつてデウスとの相愛を獲得するという、この「新しい信心」が多大に影響していたのではない。そしてキリストの信心に「新しい信心」が内包されていたとすれば、隣人愛の実践にはイエス・キリストの人性が見られることになり、当時のキリストたちが真正なキリスト教徒であったと考えうるのである。

### カントにおける人間の自由の問題

——「理性の自己意識」という観点から——

#### 脇 坂 真 弥

私たちは、ときには「魔がさす」という言い方をすることがある。これが表現しているのは、奇妙な二重の経験である。そこには、明らかに「私の自由にならない何か」がある。しかし他方、魔がさす瞬間に私を動かしていたのはまさしく〈私〉であり、〈私〉はやはり〈自由〉にそれを行つたのだ。その行為の責任は、他の

誰にでもなくやはり〈私〉にある。したがつて、このとき私たちは「私の自由の喪失が〈私〉によって〈自由〉に行われた」といふ不可解な「重性を経験することになる。

イマヌエル・カントの自由論は、人間の自由が持つこのような二重性を的確に捉えている。カントによれば、人間は一つの法則を介して自らの内に絶対的に無制約な働き（自由）を認識する。この法則は、感性のあらゆる影響から独立して理性が自ら与える道徳的法則である。「なすべき」とまったく無制約的に命じるこの法則を介して、人間は自らの内にこの法則に従うことができる可能性を見出す。人間の自由とは、法則を介して認識されるこのような可能性であり、それは「法則が命じるところに端的に従うことができる」という能力にはかならない。しかし、この能力は常に実現され損なう可能性（無能力）を伴う。一旦確信された私の自由が喪失されるこのよくなし損ないの経験を、カントは再び「〈私〉がしたこと」として捉え、この〈私〉という主体が何ものであるかを特定しようとする。しかし、「自由（私）」の二重性を解き明かそうとするカントの試みはあらゆる所で行き詰る。以下、法則の発現を巡つてカントが用いる「純粹な理性の事実」（以下「事実」と略）とはどのような事実であるかを解釈することにより、カントの試みの挫折が何を意味しているかを明らかにしてみよう。

まず、この「事実」は「純粹理性批判」で扱われたような対象認識の事実ではない。さらに、L·W·ベックが指摘するように、カントは「法則を意識すること」と「法則そのもの」の双方を指して「事実」という語を二義的に用いており、しかも奇妙なことは、この二義性にもかかわらず「事実」は再び「唯一の事実」と

呼ばれている。これらのことば、この「事実」において意識されるものとそれを意識する働きとがまったく分離していないことを意味している。つまり、「事実」とは「純粹な理性の自己意識」（以下「自己意識」と略）であつて、理性が自らの絶対的働きを直接に意識している状態にはかならない。

では、この「事実」＝「自己意識」において理性と法則とはどのような関係にあるのだろうか。「事実」が「法則を意識すること」として語られることから分かるように、「事実」＝「自己意識」において意識されているのは法則である。すなわち、理性は自らを「法則」として意識する。つまり、法則は純粹な理性の働きをそのまま映しており、理性は法則という自らの像を介して初めて自分が何ものであるかを自覚するのである。したがつて、理性と法則とは、理性とは別に法則が先に存在して、それを理性が後から意識するという関係にはない。順序は逆であつて、純粹な理性が自らを何ものかとして自覚するとき、その自覚された自己の姿が「法則」と名づけられるのである。理性が自己意識を生じ、理性として現れるということは、理性の像である「法則」が生じることと同じ事態である。

さて、最初に述べた私の自由を喪失させる〈私〉の由来を探すとすれば、それはこの「自己意識」において、意識から免れて「意識されずに残るもの」の内にこそ求められるべきだろう。すなわち、理性が自らを「法則」として自覚する働きから免れて残つたもの、「法則」とならず残つたものが存在し、それが法則に従わない〈私〉の在り方の源となるはずである。しかし、ここに決定的なパラドックスがある。この「自己意識」において「意識されずに残るもの」など存在しない。この意識から免れて「意

識されずに残るもの」など存在しないからこそ、〈私〉の由来を尋ねることはまったく不可能なのである。カントが行き詰ったのは、彼が法則の発現の現場であるこのような「自己意識」の意味を的確に捉えていたからにはならない。

しかし、この「自己意識」において、なぜ「意識されずに残るもの」は存在しないのか。それは、この「自己意識」が既にもう何ものかと成っている理性が新たに自分を意識し直す働きではなく、繰り返し言うように、この意識において初めて理性が何ものかと成る働きであるからである。すなわち、この「自己意識」とは「理性の存在の生成」とでも言うべき働きであり、「理性が自らを意識すること」と「理性が理性として生成すること」とは一つである。したがつて、ここで「自己を意識する働き」として把握されているのは、それ以前にはまだ「何ものでもなかつたもの」が初めて形を成し、自己を何ものかとして把握する生成の動きにほかならない。それゆえ、この「自己意識」の働き以前にはまさに何もなかつた。「生成」の以前には形あるものは何も存在しない。したがつて、そこに「意識されずに残るもの」を把握しようとしても、それは不可能である。シェリングの比喩を借りるならば、それは光を当てて見ようとするとき、すぐに隠れる闇のようなものである。「闇」はいまだ何ものでもない。私たちがそこに何を捉えようとしても、その試みは正当に阻まれるだろう。しかし、逆にいうならば、この最初の形のない「闇」こそが一切の形あるものの母であり、この「闇」からすべての形あるものが生じている。形のある何かが現れるということは、この「闇」が隠れるということと表裏一体であるが、しかしそうであるからといって「闇」は消えてなくなるわけではない。何かが形あるも

のとして見えているということは、そこに常に光と対比される「闇」があることを暗示しているからである。もしいかなる意味においても闇がなく、全き光だけならば、私たちはもやはそこに何も見ることはできないだろう。

カントが「理性の事実」によって示した法則（理性）の生成の背後には、その生成と表裏一体に、そこに「像」としては映らなかつた何かが「ある」。しかし、以上に見たように、その何かは非常にパラドキシカルに「ない」というしかないような在り方で「ある」のであって、私たちはそれに届く人間の言葉を持たない。法則から逸脱する〈私〉は、この「ない」ものに起源を持つのであって、これを探究しようとするカントの試みが挫折したことは、彼がこの「ない」ものに正当に肉迫していたことを示していると思われる。

## 近世における文書整理と由緒

吉川邦子

本報告は近世地社会における文書目録作成に関する分析を通じて当時の文書認識と文書の機能について考察することを目的とする。

分析の対象とする文書群は河内国丹南郡池尻村（現在の大坂狭山市）に所在する田中家文書である。田中家は池尻村庄屋、狭山池守、狭山藩代官を勤めた家である。目録は明和八年（一七七一）に作成された「諸向留丁附見出目録・古書卷物いろは訳見出」という文書で、作成者は田中家六代目の徳兵衛永成である。前半の部分は内題を「目録」とし、曾祖

父から父までの三代にわたって作成された「諸向留」という冊子を要約したものに丁数をつけたものである。内容は、触の写しや巡見などの公的な記録の抜粋が最も多く見られるが、その他にも災害、狭山池の分水記録、村内寺社の建築、風聞に至るまで多方面にわたる記事を記載している。後半は内題を「別紙目録」とし、この時点までに管理していた古文書の一部を整理・目録化し、番号を付けた記録である。まず「別紙目録」に掲載されている文書はどうのようなもののか概観していきたい。目録に掲載されている内容は二つに大別することができ、前半部分には狭山藩や奉行所などから出されたもの、または村から藩・奉行所へ差し出した村制に関する公的な文書が多い。その他は隣村との取替証文、村内での争論などの証文である。中には例外的に個人と藩との関係性を示す文書もある。そのような文書を掲載していることから、この目録は単なる村文書の集成ではなく、家の歴史を確認する要素をもつているといえる。そして大半の文書の作成年代が「諸向留」と同時期であり、「諸向留」を補足する文書の目録であるといえる。後半は前半の文書に比べて作成年代が古く、内容的には隣村との争論や取り決めについての証文類が中心である。村にとって証拠書類として保管の必要な文書を裏打ちし、目録化した文書がこれらの文書群である。

次に「別紙目録」作成の背景にはどのような事情があつたのか、由緒書等他の史料から検討をしていきたい。田中家は池尻村の庄屋であると同時に狭山池の池守として代々狭山池の管理にあつっていた。狭山池の管理は近世初期には池守である田中氏を中心として行なわれていたが、時代が下がるにつれて水利権者である水下村の代表である水下惣代の権限も徐々に大きくなり、池守と輒